

に、「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第二号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第三号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第四号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第三十三号

山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県学校職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中「12,200円」を「12,100円」に、「13,200円」を「13,100円」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「教育職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ」を削り、「附則第十条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関

する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員でその号給が一号給であるもの以外の教育職員」を「附則第十条第一項第一号に規定する平成二十一年度減額改定対象教育職員」に、「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象教育職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第二号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象教育職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第三号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象教育職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第四号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象教育職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十四号

山梨県警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県警察職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十中「11,600円」を「11,500円」に改める。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「公安職給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ」を削り、「附則第十一条第一項の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの以外の職員」を「附則第十一条第一項第一号に規定する平成二十一年度減額改定対象職員」に、「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第二号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、

「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第三号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改め、同項第四号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十五号

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」の次に「及び第七条」を加える。

第二条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第一項各号列記以外の部分中「前条第七号」を「前条第六号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改め、同項第一号中「第六号」を「第五号」に、「職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ改正職員給与条例附則第十

一条第一項若しくは改正学校職員給与条例附則第十条の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、公安職給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ改正警察職員給与条例附則第十一条の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるものの以外の職員」を「改正職員給与条例附則第十一条第一号に規定する平成二十一年度減額改定対象職員、改正学校職員給与条例附則第十条第一号に規定する平成二十一年度減額改定対象職員又は改正警察職員給与条例附則第十一条第一項第一号に規定する平成二十一年度減額改定対象職員」に、「減額改定対象職員」を「平成二十

一年度減額改定対象職員」に、「当該給料月額」を「当該給料月額」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に、「その」を「とし、基準日において平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの」に改め、同項第二号八三を乗じて得た額とし、それらの「額」を「額とする。」に改め、同項第二号及び第三号中「第六号」を「第五号」に、「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「当該給料月額」を「当該給料月額」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・八五」に、「その」を「とし、基準日において平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者」に改め、同項第四号イ中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「当該給料月額」を「当該給料月額」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に、「額」を「額、基準日において平成二十一年度減額改定対象職員である者」に改め、同項口中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「当該給料月額」を「当該給料月額」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に、「その」を「とし、基準日において平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第五条第一項中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に、「百分の九十九・八五」を「百分の九十九・六八」に、「その額」を「基準日において平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員である者となることとなるもの」に改め、同項第六号を「第三号第七号」を「第三号第六号」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条(端数計算)
改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料の額に一円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十六号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「減額改定対象職員（職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ改正職員給与条例附則第十一条第一項若しくは改正学校職員給与条例附則第十条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、公安職給料表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ改正警察職員給与条例附則第十一条第一項の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員又は山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもの以外の職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員（山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）以下この項及び第四条第三項において「改正職員給与条例」という。）附則第十一条第一項第一号に規定する平成二十一年度減額改定対象職員、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三号）以下この項及び第四条第三項において「改正学校職員給与条例」という。）附則第十条第一項第一号に規定する平成二十一年度減額改定対象職員及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）以下この項及び第四条第三項において「改正警察職員給与条例」という。）附則第十一条第一号に規定する平成二十一年度減額改定対象職員」に改める。

第三条第三項に次の一号を加える。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年減額改定対象職員（職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給

欄に掲げるものであるもの（改正職員給与条例附則第十一条、改正学校職員給与条例附則第十条又は改正警察職員給与条例附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。第四条第三項第三号において同じ。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第四十号）以下この項において「平成二十二年改正職員給与条例」という。）の施行の日における平成二十二年改正職員給与条例第一条の規定による改正後の職員給与条例の規定及び平成二十二年改正職員給与条例第五条の規定による改正後の山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号）附則第十一条の規定、山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第四十一号）以下この項において「平成二十二年改正学校職員給与条例」という。）の施行の日における平成二十二年改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の学校職員給与条例の規定及び平成二十二年改正学校職員給与条例第三条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三号）附則第十条の規定並びに山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第四十二号）以下この項において「平成二十二年改正警察職員給与条例」という。）の施行の日における平成二十二年改正警察職員給与条例第一条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成二十二年改正警察職員給与条例第三条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）附則第十一条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

| 給料表 | | 職務の級 | 号給 |
|-----------|--|------|--------------|
| 行政職給料表 | | 一級 | 一号給から九十三号給まで |
| | | 二級 | 一号給から六十四号給まで |
| | | 三級 | 一号給から四十八号給まで |
| | | 四級 | 一号給から三十二号給まで |
| | | 五級 | 一号給から二十四号給まで |
| | | 六級 | 一号給から十六号給まで |
| | | 七級 | 一号給から四号給まで |
| 医療職給料表（二） | | 一級 | 一号給から八十五号給まで |

| | | |
|-----------|----|--------------|
| 教育職給料表(一) | 二級 | 一号給から七十二号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |
| | 六級 | 一号給から十二号給まで |
| | 一級 | 一号給から九十六号給まで |
| | 二級 | 一号給から八十号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |
| 研究職給料表 | 二級 | 一号給から七十二号給まで |
| | 三級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 四級 | 一号給から二十八号給まで |
| | 五級 | 一号給から十二号給まで |
| | 一級 | 一号給から九十六号給まで |
| | 二級 | 一号給から八十号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |
| | 六級 | 一号給から十二号給まで |
| 福祉職給料表 | 二級 | 一号給から七十二号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |
| | 一級 | 一号給から九十六号給まで |
| | 二級 | 一号給から八十号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |
| | 六級 | 一号給から十二号給まで |
| 医療職給料表(三) | 二級 | 一号給から七十二号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |
| | 六級 | 一号給から十二号給まで |
| | 一級 | 一号給から九十六号給まで |
| | 二級 | 一号給から八十号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |
| 教育職給料表(二) | 二級 | 一号給から七十二号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |
| | 六級 | 一号給から十二号給まで |
| | 一級 | 一号給から九十六号給まで |
| | 二級 | 一号給から八十号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十六号給まで |
| | 四級 | 一号給から四十四号給まで |
| | 五級 | 一号給から二十八号給まで |

| | | |
|-----------|-----|--------------|
| 公安職給料表 | 二級 | 一号給から八十四号給まで |
| | 特二級 | 一号給から四十八号給まで |
| | 三級 | 一号給から四十号給まで |
| | 一級 | 一号給から八十四号給まで |
| | 二級 | 一号給から七十二号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十二号給まで |
| | 四級 | 一号給から三十二号給まで |
| | 一級 | 一号給から九十二号給まで |
| | 二級 | 一号給から八十四号給まで |
| | 三級 | 一号給から七十二号給まで |
| 教育職給料表(三) | 二級 | 一号給から八十四号給まで |
| | 特二級 | 一号給から四十八号給まで |
| | 三級 | 一号給から四十号給まで |
| | 一級 | 一号給から八十四号給まで |
| | 二級 | 一号給から七十二号給まで |
| | 三級 | 一号給から五十二号給まで |
| | 四級 | 一号給から三十二号給まで |
| | 一級 | 一号給から九十二号給まで |
| | 二級 | 一号給から八十四号給まで |
| | 三級 | 一号給から七十二号給まで |

第三条第四項第一号及び第二号中「前項第四号」の次に「又は第五号」を加え、同項第三号中「当該数」を「それぞれ山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、「前項第四号」の次に「又は第五号」を加える。

第四条第三項第二号中「減額改定対象職員」を「平成二十一年度減額改定対象職員」に改める。

第四条第三項に次の一号を加える。

三 異動等の日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十二年年度減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第四十号。以下この項において「平成二十二年

改正職員給与条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正職員給与条例第一条の規定による改正後の職員給与条例の規定及び平成二十二年改正職員給与条例第五条の規定による改正後の山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第二百二号)附則第十一条の規定、山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十二年山梨県条例第四十一号。以下この項において「平成二十二年改正学校職員給与条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の学校職員給与条例の規定及び平成二十二年改正学校職員給与条例第三条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百三三号)附則第十条の規定並びに山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十二年山梨県条例第四十二号。以下この項において「平成二十二年改正警察職員給与条例」という。)の施行の日における平成二十二年改正警察職員給与条例第一条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成二十二年改正警察職員給与条例第三条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(平成十七年山梨県条例第百四号)附則第十一条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていたとする。

第四条第四項第一号及び第二号中「前項第二号」の次に「又は第三号」を加え、同項第三号中「当該数」を「それぞれ山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、「前項第三号」の次に「又は第二号」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の八十七以上百分の百四十以下」を「百分の八十一以上百分の百三十以下」に、「百分の百十三以上百分の百八十以下」を「百分の百七以上百分の百七十以下」に改め、同項第二号中「百分の七十七以上百分の八十七未満」を「百分の七十一・五以上百分の八十一未満」に、「百分の百以上百分の百十三未満」を「百分の九十四・五以上百分の百七未満」に改め、同項第三号中「百分の六十七」を「百分の六十二」に、「百分の八十七」を「百分の八十二」に改め、同項第四号中「百分の六十七未満」を「百分の六十二未満」に、「百分の八十七未満」を「百分の八十二未満」に改める。

第十三条の二第一項第一号中「百分の三十五超」を「百分の三十超」に、「百分の四十五超」を「百分の四十超」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改め、同項第三号中「百分の三十五未満」を「百分の三十未満」に、「百分の四十五未満」を「百分の四十未満」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。